

平成 24 年 7 月 20 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 取締役 執行役員社長

林 朝 則

(コード番号 6839 東証・大証第一部)

問 合 せ 先 I R・広報室 藤井 透

(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

タックスヘイブン課税訴訟の控訴審判決に関するお知らせ

当社は、大阪国税局長による当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断に基づく更正処分を不服として、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成 23 年 6 月 24 日に当社の請求を棄却する第 1 審の判決がなされました。

これに対し、当社は大阪高等裁判所へ控訴し争ってきましたが、平成 24 年 7 月 20 日に大阪高等裁判所より、当社の請求を棄却する旨の判決を受領いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当該訴訟の経緯

平成 18 年 11 月 16 日	当社による訴えの提起 (課税対象期間 平成 14 年 3 月期～平成 16 年 3 月期)
平成 20 年 11 月 14 日	当社による訴えの追加提起 (課税対象期間 平成 17 年 3 月期～平成 19 年 3 月期)
平成 20 年 11 月 26 日	平成 18 年 11 月 16 日と平成 20 年 11 月 14 日に提起した訴えを併合審理
平成 23 年 6 月 24 日	大阪地方裁判所による請求棄却判決の言い渡し
平成 24 年 7 月 20 日	大阪高等裁判所による請求棄却判決の言い渡し

2. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 本件については既に会計処理をしており、業績に与える影響はありません。

4. 当社は本判決を受け、早急に判決内容を精査し、最高裁判所に上告する方針であります。開示すべき事項が発生した場合には、改めてご報告させていただきます。

以 上